

令和5年第6回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和5年6月28日(水)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後3時 4分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	欠
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	欠		矢 那 瀬 信 一 郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
 次 長 鈴木秀幸
 書 記 青木智史
 書 記 権田貴大

事務局長
議長

(起立・礼・着席の発声)

ただいまから令和5年第6回寄居町農業委員会総会を開会いたします。

本日、戸屋政春委員、坂本滋委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。
現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。

事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。

事務局長

令和5年第6回寄居町農業委員会総会、

日程第1、議事録署名委員の選任について。

日程第2、議案第38号から議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請について。

日程第3、議案第40号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。

日程第4、議案第41号から議案第44号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

日程第5、議案第45号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。

日程第6、議案第46号、農用地利用集積等促進計画の案について。

以上です。

議長

それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。

寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。

(委員から「なし」の声)

議長

それでは、中島英樹委員と金子達委員をお願いいたします。

続きまして、日程第2、議案第38号から議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、議案第38号について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の1ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。

それでは、議案第38号につきまして、ご説明申し上げます。

別冊の案内図と併せてご覧ください。

申請内容は、議案書のとおりです。

以前は譲渡人が管理しておりましたが、多忙により管理が行き届かなくなり、申請地の北側に居住する、本申請の譲受人に申請地の購入を持ち掛けたとのことです。

譲受人は、実家で畑の手伝いをしていた経験から、自分で耕作をしたいという思いから、本申請に至ったとのことです。

譲受人は、現在耕作は行っておりませんが、実父からの指導を受けながら、妻とともに、季節の露地野菜を栽培予定とのことです。

なお、譲受人の居住地と申請地は隣接していますが、高低差があり、機材の搬入などが困難なため、線路沿いの農地を通して申請地で耕作を行うとのことで、その農地の方からは同意を得ております。

本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可

<p>議長 中島広文委員</p>	<p>要件は問題ないものと考えます。 説明は、以上です。 この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。 中島広文委員。</p>
<p>議長 新井委員</p>	<p>先日の6月25日に清水推進委員と二人で現地調査と譲渡人宅に話を伺いにまいりました。 内容については、先程の事務局からの説明と若干異なることもありましたが、ご報告いたします。 案内図をご覧になって頂くと、申請地のすぐ上が譲受人の自宅になっておりまして、その西隣にも住宅がございますが、こちらに住まわれている方が譲渡人の父の代から土地を借り受け、管理耕作を長きにわたり続けてきたとのこと。 この度の経緯としては、譲受人からこの耕作者の方に農地を購入したいとの相談があり、譲渡人との話につながったとのこと。 現在、譲受人は農業に従事してはおりませんが、農業経験のある父から指導を受けるとのこと、十分に管理されていくと思われまますので、ご審議をお願いします。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>他にご意見はございますか。 新井委員。 この議案に関連しますが、農地法3条の申請について、面積要件はないのでしょうか。この方の経営状況を見ると新規就農にも思えますが、どうなのでしょう。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>事務局。 新井委員のご質問にお答えいたします。 面積要件については、以前は50アール、寄居町に関しては30アールの設定がありましたが、この4月からなくなっております。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見はございませんか。 (委員から「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは採決いたします。 議案第38号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>全員賛成ですので、議案第38号については、原案のとおり決定いたします。 次に議案第39号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第39号についてご説明申し上げます。 申請内容は議案書のとおりです。 本申請の譲受人は、以前から盆栽の輸出事業を営んでおりますが、自身で盆栽の苗木生育から出荷までを行いたいということで、その農地を探していたところ、本申請地を見つけ、申請に至ったとのこと。 譲受人は現在、苗木等の生育を行っておりませんが、輸出事業で携わっている農業者の協力を得て生育を行っていくとのこと。 申請地については、モミジやカエデなどの生産を予定しているとのこと。 また、譲受人の住所は申請地から遠方ですが、事業所が深谷市にあることや、本申請地に囲まれた宅地2筆も同時に購入し、既存の建物を改修のうえ、拠点場所にする予定とのこと。 なお、現地には、農地部分に雑木等がありますが、購入と同時に整地作業を行ったうえで</p>

<p>議長</p> <p>中島英樹委員</p>	<p>事業を開始するとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p> <p>中島英樹委員。</p> <p>25日に私と小和瀬委員、矢那瀬推進委員と現地調査を行いました。</p> <p>申請者は両名ともに遠方のためお話を伺うことは出来ませんでした。ご近所の方も詳しくは分からないとのことです。</p> <p>土地は荒れている状態でありまして綺麗に使っていただけるなら良いことなのではないかと思っています。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第39号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第40号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてですが、次の日程第4、議案第41号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてと関連がありますので、一括審議とすることにしたいと思いますが、ご異議はございませんか。</p> <p>(委員から「異議なし」の声)</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは議案第40号及び議案第41号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは2ページの議案第40号及び3ページの議案第41号につきまして、併せてご説明申し上げます。</p> <p>過去に農地転用許可を得ている(地番)の農地の事業計画の変更承認を求める申請が議案第40号で、新たに農地転用許可を得るため、(地番)の農地の第5条第1項の許可申請が議案第41号になります。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請地は、令和4年10月開催の農業委員会総会で御審議を頂き、同年11月29日付けで、許可を受けたものですが、計画を進めていく中で、家庭の事情上、建築する住宅のバリアフリー化を図るために、当初の計画よりも広い敷地が必要となることが判明し、議案第41号の申請地を含めた計画地まで拡大したいということです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>この件について、地元の委員のご意見を伺います。</p>

<p>石附委員</p>	<p>石附委員。 25日に坂本推進委員と現地を確認してまいりました。 昨年の総会で皆様にもご審議頂いた件になりますが、今回の案内図をご覧になって頂いているとおり、敷地を拡張する理由について、確認してまいりました。 譲受人の方にはご家族にお体が不自由な方がおられるということで、送迎等の際に広い駐車スペースが必要になるということで買い増したようです。現地についても、転用されることでの影響はないかと思われま</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見はございませんか。 (委員から「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは順に採決いたします。 議案第40号について、原案のとおり計画変更を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第40号は原案のとおり計画変更を承認することとして、知事に意見を送付します。 次に議案第41号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第41号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第4、議案第42号から議案第44号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは議案第42号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第42号について、ご説明申し上げます。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請地は都市計画法の用途地域内にある農地となります。 申請者・譲受人は現在、隣接市のアパートに家族で居住しておりますが、子供が成長し、今後のことを考えて自己用住宅の建築を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのこと 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地については、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、地元の委員のご意見を伺います。 石附委員。</p>
<p>石附委員</p>	<p>先程の議案と同様に25日に現地調査を行い、譲渡人に事情を伺いました。 現地調査の結果についてですが、第3種農地ということで、周辺地も住宅開発が進んでいるところ 周辺の農地も遊休化が進んでおりまして、転用もやむを得ないものと思われま</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見はございませんか。</p>

議長	<p>(委員から「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 42 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 42 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第 43 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 43 号についてご説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>譲受人は現在、町内の持ち家に家族で住んでいますが、譲受人の妻の高齢の親の面倒を見るため、妻の実家により近い場所に住宅を建築したいと思い検討したところ、妻の実家に近接する申請地を、義父から借り受けられることとなり、申請に至ったとのこと。</p> <p>なお、現在、居住している居宅については、町内の借家に住む申請者の両親が移り住み、利用していくとのこと。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員はご意見をお願いします。</p> <p>坂本推進委員。</p>
坂本推進委員	<p>先日の 25 日に石附委員と現地を確認してまいりました。</p> <p>現地については草地の状態でありまして、譲渡人は現地のすぐそばのため、話を伺いました。現地については、譲渡人の娘夫婦が住宅を建てて住むということにして、末野地内にある譲受人の現在の居宅については、この度の住宅建築がされたあと、譲受人の両親が暮らしていくとのこと。</p> <p>特段の問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 43 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 43 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 44 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 44 号についてご説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>譲受人は現在、他県のアパートに家族で居住しておりますが、子どもの成長に伴い、手狭となってきたため、自己用住宅の建築を検討していたところ、妻の祖父から譲り受けられることとなり、申請地に至ったとのこと。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>

議長	この件について、地元委員のご意見をお願いします。 吉田委員。
吉田委員	24日の土曜日に栗原推進委員と現地調査を行いました。譲受人については、譲渡人の孫夫婦にあたります。申請地周辺は住宅に囲まれておりますが、土地はきれいに管理されております。周辺農地への影響もなく問題ないものと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第44号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第44号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第5、議案第45号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。 それでは、議案第45号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の4ページをご覧ください。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、ご審議いただくものです。 それでは、議案第45号につきまして、説明いたします。 今回の計画は、全17筆で、合計面積が17,487㎡です。農地の内訳につきましては、議案書の右下のとおりです。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。
議長	説明は、以上です。 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第45号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第45号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。 続きまして、日程第6、議案第46号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第46号について、事務局の説明を求めます。 議案書の5ページから7ページをご覧ください。 議案第46号につきまして、ご説明申し上げます。 この「農用地利用集積等促進計画」は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づくもので、同法第18条第3項の規定により、農地中間管理機構がこの計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。 農地中間管理事業の農地の貸し借りを簡単に申し上げますと、まず、利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借

り受けます。

次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けたその農地を、借受希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。

今回、転貸する農地 23 筆の借受希望者は 2 名で、議案書のとおりです。

なお、今回の議案では、すでに農林公社が借り受け済みの農地でありまして、農林公社から転貸で借り受けていた耕作者が、その農地を農林公社に返却したために、新たな借受希望の耕作者に転貸するものです。

転貸する農地の位置については、8 ページの審議用資料図面をご覧ください。

赤丸の枠の中の、太い青枠で囲んだ水色とオレンジ色の農地が、今回、転貸する農地になります。

なお、当農業委員会がこの計画案を承認決定した場合のその後の流れを申し上げますと、町から埼玉県農地中間管理機構に、この計画案を送付し、その後、埼玉県農地中間管理機構内での決定を経まして、埼玉県知事が認可・公告を行い、2 名の借受希望者に転貸されることになります。

説明は、以上です。

議長 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございませんか。
(委員から「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 46 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 46 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。
以上で全ての議案審議が終了しました。
委員さんから、何かありましたらお願いいたします。
(委員から「なし」の声)

議長 事務局から何かありますか。
事務局から 1 点、ご連絡いたします。
事務局 事務局長 次回の総会ですが、7 月 25 日、火曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。
繰り返します。

議長 7 月 25 日、火曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。
それでは他に無いようですので、令和 5 年第 6 回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局 事務局 (起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

中島 英樹 委員 金子 達 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年6月28日

議 長

室岡重雄

委 員

金子達

委 員

中島英樹